

第 1 2 号議案

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和
6 2 年亀岡市条例第 2 2 号）の一部を改正する条例を次のように制
定するものとする。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限
に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和
6 2 年亀岡市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「は建築」を「を建築」に改める。

第 4 条第 2 項中「適用しない」を「、適用しない」に、「一に」
を「いずれかに」に、同条第 3 項中「一に」を「いずれかに」に改
める。

第 6 条第 1 項中「かわる」を「代わる」に、同条第 2 項中「一
に」を「いずれかに」に、「出窓」を「、出窓」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

大井町南部地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南丹都市計画大井町南部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
篠町篠牧田地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南丹都市計画篠町篠牧田地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2に次のように加える。

大井町南部地区地区整備計画区域	住宅ゾーン	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 3階以上の部分を法別表第2(は)項に掲げる建築物以外の用途に供するもの</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場又は令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>(5) 令第130条の7に規定する規模の畜舎</p> <p>(6) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。）</p> <p>(7) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又</p>	100平方メートル		
-----------------	-------	---	-----------	--	--

		<p>はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。）</p> <p>(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物</p> <p>(9) 法第51条に規定するごみ焼却場</p> <p>(10) 令第130条の2の2第1号及び第2号イに規定する処理施設</p>			
商業ゾーン	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。）</p> <p>(2) 令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育、展示及び販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院又は診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。）</p> <p>(3) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。）</p> <p>(4) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設</p>	100 平方メートル		敷地境界線のうち、道路境界線からの距離については、1メートルとする。	

		<p>備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。）</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物</p> <p>(6) 法第51条に規定するごみ焼却場</p> <p>(7) 令第130条の2の2第1号及び第2号イに規定する処理施設</p>			
	沿道サービスゾーン	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 物品販売業を営む店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(4) 令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育、展示及び販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院</p>	100平方メートル		

		<p>又は診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。)</p> <p>(5) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。)</p> <p>(6) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。)</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物</p> <p>(8) 法第51条に規定するごみ焼却場</p> <p>(9) 令第130条の2の2第1号及び第2号イに規定する処理施設</p>			
	沿道業務サービスゾーン	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 店舗、飲食店又は展示場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 店舗、飲食店又は展示場の用途に供する建築物でその用途</p>	100平方メートル		

		<p>に供する部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以下のもののうち、物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(4) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(5) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(6) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉砕を営む工場で原動機を使用するもの</p> <p>(7) レデイミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰を営む工場で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>(8) 令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育、展示及び販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院又は診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供する</p>			
--	--	---	--	--	--

		<p>ものを除く。)</p> <p>(9) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。)</p> <p>(10) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。)</p> <p>(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物</p> <p>(12) 法第51条に規定するごみ焼却場</p> <p>(13) 令第130条の2の2第1号及び第2号イに規定する処理施設</p>			
	沿道業務住宅ゾーン	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 令第130条の7に規定する規模の畜舎</p> <p>(2) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。)</p> <p>(3) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵</p>	100 平方メートル		

		<p>する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。）</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物</p> <p>(5) 法第51条に規定するごみ焼却場</p> <p>(6) 令第130条の2の2第1号及び第2号イに規定する処理施設</p>			
	業務 A ゾーン	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 店舗、飲食店又は展示場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 店舗、飲食店又は展示場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以下のもののうち、物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>	100 平方メートル		敷地境界線のうち、道路境界線からの距離については、1メートルとする。ただし、住宅ゾーン又は沿道業務住宅ゾーンとの境界である道路との境界線からの距離については、2メートルとする。

		<p>(4) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(5) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(6) 令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育、展示及び販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院又は診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。）</p> <p>(7) 住宅（本ゾーン内に立地する事業所が、当該事業所の従業者のために設置する住宅又は研修等のために設置する宿泊施設を除く。）</p> <p>(8) 共同住宅、寄宿舎又は下宿（本ゾーン内に立地する事業所が、当該事業所の従業者のために設置するもの又は研修等のために設置する宿泊施設を除く。）</p> <p>(9) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎を営む工場で原動機を使用するもの</p> <p>(10) レデイミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰を営む工場で出力の合計が2.5キロワット</p>			
--	--	---	--	--	--

		<p>を超える原動機を使用するもの</p> <p>(11) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。）</p> <p>(12) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。）</p> <p>(13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物</p> <p>(14) 法第51条に規定するごみ焼却場</p> <p>(15) 令第130条の2の2第1号及び第2号イに規定する処理施設</p>			
	業務Bゾーン	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 店舗、飲食店又は展示場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 店舗、飲食店又は展示場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000</p>	100平方メートル		敷地境界線のうち、道路境界線からの距離については、1メートルとする。ただし、住宅ゾーンとの境界である道路との境界線からの距離については、2メートルとする。

		<p>平方メートル以下のもののうち、物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(4) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(5) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(6) 令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育、展示及び販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院又は診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。）</p> <p>(7) 玩具煙火の製造を営む工場</p> <p>(8) セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工を営む工場</p> <p>(9) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白を営む工場</p> <p>(10) 骨炭その他動物質炭の製造を営む工場</p> <p>(11) 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造を営む工場</p>			
--	--	---	--	--	--

		<p>(12) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白を営む工場</p> <p>(13) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白を営む工場</p> <p>(14) 製綿、古綿の再製、起毛、織毛、反毛又はフェルトの製造を営む工場で原動機を使用するもの</p> <p>(15) 骨、角、牙、ひずめ若しくは貝殻の引割若しくは乾燥研磨又は3台以上の研磨機による金属の乾燥研磨を営む工場で原動機を使用するもの</p> <p>(16) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉砕を営む工場で原動機を使用するもの</p> <p>(17) レデイミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰を営む工場で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>(18) 墨、懐炉灰又は練炭の製造を営む工場</p> <p>(19) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造を営む工場</p> <p>(20) ドラム缶の洗浄又は再生を営む工場</p> <p>(21) 葬儀場（日本標準</p>			
--	--	---	--	--	--

		<p>産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。)</p> <p>(22) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。)</p> <p>(23) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物</p> <p>(24) 法第51条に規定するごみ焼却場</p> <p>(25) 令第130条の2の2第1号及び第2号イに規定する処理施設</p>			
篠町篠牧田地区地区整備計画区域	低層専用住宅Aゾーン	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 専用住宅（法別表第2(イ)項第1号に規定する「住宅」をいう。</p> <p>(2) 住宅で令第130条の3第6号に規定する学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設及び第7号に規定するアトリエ又は工房の用途を兼ねるもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の</p>	150平方メートル	9メートル	<p>1メートル。ただし、敷地境界線のうち、次の各号に掲げる敷地境界線からの距離は、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。</p> <p>(1) 敷地（道路に接する敷地境界線の長さが敷地境界線の全長の3分の1を超え敷地を除</p>

		<p>2分の1未満かつ50平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 共同住宅又は寄宿舍</p> <p>(4) 幼稚園又は保育所</p> <p>(5) 診療所</p> <p>(6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要な建築物</p> <p>(7) 集会所その他これに類するもの</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）</p>			<p>く。)の前面道路の反対側の敷地境界線又は南丹都市計画篠町篠牧田地区地区計画の計画図に表示する公園に接する敷地境界線 1.5メートル</p> <p>(2) 南丹都市計画篠町篠牧田地区地区計画の計画図に表示する道路幅員が6メートルを超える部分に接する道路境界線 0.5メートル</p>
低層専用住宅Bゾーン	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 専用住宅（法別表第2(イ)項第1号に規定する「住宅」をいう。）</p> <p>(2) 住宅で令第130条の3第6号に規定する学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設及び第7号に規定するアトリエ又は工房の用途を兼ねるもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満かつ50平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 共同住宅又は寄宿</p>	150平方メートル	9メートル	1メートル。ただし、敷地境界線のうち、敷地（道路に接する敷地境界線の長さが敷地境界線の全長の3分の1を超える敷地を除く。）の前面道路の反対側の敷地境界線からの距離は、1.5メートル	

		舎 (4) 幼稚園又は保育所 (5) 神社、寺院、教会 その他これらに類するもの (6) 診療所 (7) 巡査派出所、公衆 電話所その他これら に類する令第130 条の4に規定する公 益上必要な建築物 (8) 集会所その他これ に類するもの (9) 前各号の建築物に 附属するもの（令第 130条の5に規定 するものを除く。）			
低層一般 住宅ゾー ン	次の各号に掲げる建築 物以外の建築物 (1) 専用住宅（法別表 第2(イ)項第1号に 規定する「住宅」を いう。） (2) 住宅で令第130 条の3に規定する用 途を兼ねるもの (3) 共同住宅又は寄宿 舎 (4) 店舗、飲食店その 他これらに類する令 第130条の5の2 に規定する用途に供 する部分の床面積の 合計が150平方メー トル以内のもの（3 階以上の部分をも の用途に供するもの を除く。） (5) 幼稚園又は保育所 (6) 診療所 (7) 巡査派出所、公衆 電話所その他これら に類する令第130 条の4に規定する公 益上必要な建築物 (8) 集会所その他これ	150平方 メートル	9メー トル	1メートル。た だし、敷地境界 線のうち、敷地 （道路に接する 敷地境界線の長 さが敷地境界線 の全長の3分の 1を超える敷地 を除く。）の前 面道路の反対側 の敷地境界線か らの距離は、 1.5メートル	

		に類するもの (9) 前各号の建築物に 附属するもの（令第 130条の5に規定 するものを除く。）			
--	--	---	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限
に関する条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づき、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、大井町南部地区地区整備計画区域内及び篠町篠牧田地区地区整備計画区域内における建築物の制限に関し、必要な事項を定めること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。